

おはようございます。

本日から始まりました2月定例会議も、どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様もご承知のとおり、今年に入りまして、日本列島は、日本海側を中心に、例年になく大雪に見舞われております。

去る11日も、鳥取県内において、平年の10倍を超える積雪により、交通機関が大きく混乱するなど、全国各地で積雪による影響が出たところではありますが、これまでの降雪により、本県におきましても、県内各地において、農業用施設の破損をはじめとする被害が発生しております。

今回発生した被害への支援につきましては、先日も、私自身が国に赴き、緊急要望を行ってきたところでありますが、被害の状況等を踏まえ、検討の上、必要な対応をしっかりと行ってまいります。

まだ2月の半ばを過ぎたところであり、今後も想定される降雪に対して、市町や関係機関との協力・連携を密にしながら、備えに万全を期してまいります。

それでは、2月定例会議の開会にあたりまして、新しい年度に向けた県政運営方針について申し述べますとともに、本日提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

去る10日、アメリカ・ワシントンにおいて、我が国の安倍首相とトランプ・アメリカ合衆国大統領との間で首脳会談が行われました。この会談におきましては、アジア太平洋地域における平和と繁栄に向けた協力や経済関係の強化などについて話し合われたところであり、日米関係は新たな段階に入ることとなります。

また、欧州では、昨年のイギリスのEU離脱決定を受けた動きが具体化しつつあるほか、昨年11月には、地球温暖化対策の新たな国際的ルールである「パリ協定」が発効するなど、今、世界は、経済や環境などの分野をはじめとして、これまで構築されてきた枠組みが大きく変わろうとする、まさに、時代の変革期を迎えていると言えるのではないのでしょうか。

グローバル化が進む今日、これからの地域経営についても、世界とのつながりを抜きにしては語ることはできず、こうした世界の潮流を捉えながら、地域の個性を活かし、存在感を発揮できるよう、的確に対応していくことが求められております。

一方、本県の人口は平成 27 年国勢調査では平成 22 年の前回調査に比べ増加したものの、「滋賀県推計人口」によりますと、平成 25 年 12 月をピークに減少していると考えられます。全国でも数少ない人口増加県でありました本県も、いよいよ本格的な人口減少社会を迎えることとなりました。

そのような中で、幸せを感じ、豊かさを実感できる地域や暮らしを実現するためには、人口減少を食い止め、その影響を少しでも軽減することと併せて、戦後の高度成長の中で失われ、または十分に得ることができなかった人と自然、人と人とのつながりや生活のゆとりを取り戻すことが重要であると考えております。

その試みは、物質的な豊かさや、今だけ、自分だけの豊かさだけでなく、将来にわたって持続的にみんなが感じることのできる、人や自然とのつながり、心の豊かさを重視する新しい価値観、つまり「新しい豊かさ」へとつながるものであります。

そうした中、本県の悲願でありました「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が昨年 9 月に制定され、琵琶湖が「国民的資産」として位置づけられたことによりまして、琵琶湖も新しい時代を迎えることになりました。

400 万年という悠久の歴史の中で、固有かつ多様な生態系を育み、常に人々の暮らしとともにある“母なる湖”琵琶湖は、「新しい豊かさ」を追求する滋賀の希望であります。

また、雄大な琵琶湖とその周囲を取り巻く山々が織りなす美しい風景は、県民が誇るべき資産であり、私たちの心の拠り所でもあります。

自然と風土が生み出す鮎ずしや地酒などの個性豊かな食文化、世界遺産比叡山延暦寺や国宝彦根城、さらには湖北の観音文化など、琵琶湖の周辺には、日本の、そして世界の人々の心をつかむことができる魅力的な素材が数多く存在しております。

琵琶湖を中心とした自然や人々のつながりを大切にしながら、行政、民間企業・団体、県民の皆様、さらには全国の琵琶湖ファン一人ひとりの協働により、琵琶湖とその周辺にある素材の価値を学び、再発見し、磨き上げることで、世界一魅力的な湖を目指してまいります。

琵琶湖の保全再生に向けた取組から歩みを進め、琵琶湖の魅力を高め、活かすことに徹底的にこだわった取組を幅広い分野で展開することにより、「琵琶湖新時代」の扉を開いてまいりたいと考えております。

こうした取組の一つといたしまして、「びわ湖の日」を休日とすることについて、

検討を進めてまいります。

本県におきましては、琵琶湖をはじめとする環境保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めていくため、7月1日を「びわ湖の日」と定めているところでございます。

この「びわ湖の日」を休日とすることにより、県民の皆様が、国民的資産として位置づけられた琵琶湖とのつながりをさらに深める契機となるよう、検討を進めてまいります。

また、世界に目を向けますと、2015年に国際連合において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」との理念のもと、17の「持続可能な開発目標」いわゆる「SDGs」が掲げられ、すべての国連加盟国が2030年までに達成すべく、取り組むこととされました。

「SDGs」は、「人間」「繁栄」「地球」「平和」「パートナーシップ」を優先課題としており、その内容は「人」「地域の活力」「自然・環境」「安全・安心」「県土」の5つを目指す姿として掲げた本県基本構想に通じるものであります。

今後、県政を運営していく上で、この「SDGs」をひとつの拠り所としながら、琵琶湖を中心として、自然と共生する社会のモデルを創造するとともに、滋賀から全国に、そして世界に発信し、平成29年度を「琵琶湖新時代」元年と位置づけ、新しい時代を切り拓いてまいります。

それでは、以下、具体の説明に入らせていただきます。

まず、平成29年度の当初予算案についてでございます。

平成29年度の地方財政計画におきましては、道府県税ならびに地方交付税については、それぞれ対前年度比0.4%の減、2.2%の減と見込まれる一方、地方譲与税につきましては、4.3%の増とされたことなどによりまして、これら地方一般財源の総額は、対前年度比0.7%増の6兆803億円とされたところであります。

こうした中、本県におきましては、地方財政計画と同様に、地方譲与税の増収を一定見込んでおりますものの、県税収入、地方交付税ともに、前年度に比べ減収が見込まれますことから、一般財源総額は、前年度とほぼ同程度の3,249億円余に留まることとなりました。

このため、社会保障関係費を含む扶助費の増加などに対応するため、財政調整基金

や県債管理基金といった財源調整的な基金を、合わせて 100 億円取り崩すとともに、財源対策的な県債につきましても 95 億円発行することとしたところでございます。

一方、持続可能な財政基盤の確立に向けましては、プライマリーバランスについて、4 年連続して黒字を確保したところであり、基本構想の実現に向けて必要となる経費を確保しつつも、財政規律に配慮した予算案となるよう努めたところでございます。

こうした結果、平成 29 年度の一般会計当初予算案の総額は、5, 343 億円となり、前年度に比べ 102 億 8, 000 万円、率にして、1.9%の減となったところでございます。

主な歳入について申し上げます。

まず、県税でございますが、総額は 1, 550 億円で、前年度に比べ 5 億円、率にして 0.3%の減となっております。

このうち、法人二税につきましては、昨年初頭からの円高の影響もあり、輸出関連企業において収益がやや低下しておりましたが、このところ景気改善の動きも見られますことから、前年度に比べて、5 億 6, 390 万円、率にして 1.3%の増収を見込んでいるところでございます。

一方、個人県民税につきましては、給与所得者の所得割の増が見込まれますものの、配当割、株式等譲渡所得割について減が見込まれますことから、前年度に比べ 5 億 4, 820 万円、率にして 1.0%の減収を見込んでおります。

また、地方消費税につきましても、申告納付等の制度上の仕組みから、平成 26 年 4 月からの税率引き上げの影響が平準化することなどにより、前年度に比べて、10 億 6, 800 万円、率にして 5.3%の減収になるものと見込んでおります。

次に、地方交付税についてであります。地方財政計画の状況などを踏まえて試算いたしました結果、前年度に比べ 10 億円、率にして 0.9%の減となります。1, 150 億円を計上しているところでございます。

また、県債につきましては、前年度に比べまして 52 億 2, 530 万円増の 791 億 700 万円を計上しておりますが、これは、(仮称)彦根総合運動公園の整備や公共施設等の老朽化対策などを進めることに加え、財源対策的な県債の発行を行おうとすることによるものでございます。

次に、平成 29 年度当初予算案に計上いたしました主な施策について、申し上げます。

今回の予算案につきましては、基本構想の計画期間の折り返しとなります 3 年目を迎え、着実な成果が求められる重要な年度の予算案と認識いたしております。

このため、「新しい豊かさ」の具現化に向けて、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に掲げるプロジェクトを推し進めるため、4 つの「挑戦」を掲げながら、各種施策を展開していくこととしております。以下、この 4 つの挑戦に沿ってご説明申し上げます。

1 つ目の挑戦は、「若者の希望の創造」でございます。

人口減少による社会の活力低下が危惧される今日、次代を担う若者が生き生きと活躍するためには、将来に向けて不安を抱くことなく、それぞれが持つ夢や希望を叶えることができる社会を築いていくことが大変重要であると考えております。

とりわけ、若い世代の結婚や出産・子育てに対する希望を叶えることは、人口減少を食い止め、将来的に人口構造を安定させるという意味において、大変重要となりますことから、出会いから結婚・出産・子育てまでの切れ目ない支援にしっかりと取り組んでまいります。

具体的には、企業やNPO等によるネットワークを構築した上で、結婚に向けた若者の出会いの場の創出などに取り組むとともに、結婚や家族を持つことに対する前向きな機運の醸成を図る「滋賀でもっと家族になろう」ポジティブキャンペーンを展開してまいります。

併せて、企業等の結婚支援に関する調査を実施し、その課題やニーズを把握することで、企業の取組の支援につなげてまいりますほか、大学や市町とも連携を図りながら、若者が、結婚や出産等の将来を見据えたライフデザインを考える機会を提供してまいります。

また、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりといたしましては、待機児童の早期解消に向けた、保育所や放課後児童クラブの整備を進めるほか、保育人材を確保するため、修学資金の貸付や地域の子育て支援人材の養成にも取り組んでまいります。

加えて、第 3 子以降の保育料の無料化や就学前の子どもの医療費無料化による経済

的負担の軽減、地域子育て支援拠点や病児保育の推進、子ども・若者総合相談窓口の設置など、多様な子育てサービスの充実を図ってまいります。

また、無限の可能性を秘めた子どもたちが、将来の夢を描きながら、次代を担いうる自立した個人として成長していくためには、子どもたちの育ちを支える、教育環境づくりを進めていく必要があります。

現在、国において進められている学習指導要領の改訂につきましては、新しい時代に必要となる資質や能力の育成と、指導方法の改善・充実という方向性が示されております。

こうした状況を踏まえ、まずは、教員の指導力向上を図る研修を充実し、次期学習指導要領に対応した教職員の実践力の向上を図るとともに、アクティブ・ラーニングの視点から授業・保育の改善を進め、カリキュラム・マネジメントによる各学校の特色ある教育課程の編成を進めてまいります。

また、小学校の外国語教育への対応といたしまして、各市町への英語専科指導教員の配置や、小中高が連携した研究指定校における成果の普及などに取り組み、外国語教育の円滑な実施に向けて、各市町教育委員会としっかりと連携してまいります。

さらに、中学校チャレンジウィーク事業や、高校でのキャリア教育・職業教育の充実を図るなど、学ぶ力や人間性の涵養を図る系統的なキャリア教育に引き続き取り組んでまいります。

こうした取組を着実に進め、円滑に次期学習指導要領への対応ができるよう、市町教育委員会をサポートしていくとともに、県立学校における取組も着実に進め、新しい時代を切り拓く力を育む滋賀の教育を推進してまいります。

また、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが、地域で共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築や、障害のある子どもの職業的自立と社会参加を推進してまいります。

具体的には、義務教育段階における地域での学びの場の充実に向けた市町との「副次的な学籍制度」の共同研究や高等学校における特別な支援を要する生徒への指導と支援の充実などを推進しますとともに、特別支援学校においては、生徒の働く意欲や就職率の向上に向けて、職業教育の充実に取り組んでまいります。

2つ目の挑戦は、「国内外から人やものを呼び込む新たな価値の創造・発信」でこ

ざいます。

近年の人口移動の状況を見ても、本県から東京圏への転出超過が続いており、とりわけ、20歳から24歳の年齢層における転出超過が顕著となっております。

こうした中、若者をはじめ、だれもが自らの能力を発揮して、多様な選択肢のもと、安定的に働くことができる社会づくりを進めていく必要があると考えております。

このため、滋賀にある素材や魅力を今以上に磨き上げ、発信していくとともに、新しい価値を創造するイノベーションを促進することにより、全国から、また世界から人やモノ、情報、投資を呼び込み、地域経済の活性化に結びつく産業の創出・振興を図ってまいります。

ご承知のとおり、本県には、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や美しい田園風景だけでなく、地域の人々により守り、受け継がれてきた有形・無形の文化財や個性豊かな食文化など、多くの人々を魅了する観光資源が数多くございます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック、また2021年のワールドマスターズゲームズといった大型スポーツイベントの開催を控える中、こうした観光資源を磨き上げ、観光振興の機運を一気に加速させるため、平成30年度に実施予定の交通事業者等とタイアップした大型観光キャンペーンに向けた取組を進めてまいります。

併せて、認定から3年目を迎えます日本遺産を活用した取組の集大成といたしまして、「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」を展開し、地域の持続的な活性化につながるツーリズムの定着を図ってまいります。

また、ビワイチにつきましては、観光はもとより、健康や環境など、様々な分野にもつながる、まさに「新しい豊かさ」を実感できる貴重な資源であると認識しております。

こうした認識のもと、だれもが安全・安心に楽しめるコンテンツとして確立していくため、県内の多様な主体との協働により、総合的な推進計画を策定した上で、自転車走行環境の整備やサイクルツアーガイドの養成など、ハード・ソフト両面から効果的な施策を展開してまいります。

一方、本県は、こうした魅力的な素材を多く抱えながらも、残念ながら、全国の人々に十分に認知されている状況とは言えず、今後、地域間競争が激化する中で、より効

果的な情報発信と滋賀への誘引を行っていく必要があるものと考えております。

このため、情報、人、モノが集中する東京・日本橋に、滋賀の魅力を、見て、触れて、感じることができる体験型の情報発信拠点を、本年 10 月に開設すべく、その整備を着実に進めてまいります。

併せまして、地方移住への機運が急速に高まっているこの機を捉えて、本県への移住を促進するため、同じく東京・有楽町に滋賀における暮らしぶりなどに関する情報提供や滋賀への移住、U I J ターン就職の相談を行う「しが I J U 相談センター」を設置いたします。

こうした情報発信拠点や相談センターにおいて、それぞれが連携して効果的な取組を行い、その取組が相乗効果を発揮することにより、本県への人やモノの流れを着実に創り出してまいります。

また、県内におきましても、平成 32 年 3 月の開館に向けまして、滋賀ならではの多彩な美の魅力を発信する「美の拠点」、新生美術館の整備やコミッションワークの制作準備などを進めるとともに、開館に向けた期待感の醸成や開館後の集客につなげるべく、フォーラムの開催をはじめとして、様々な取組を行ってまいります。

さらに、本県が力強く持続的な発展を遂げていくためには、国内外の需要を新たに開拓し、その成長を取り込むことができる産業を創出・振興していく必要がございます。

これまで、本県では、水環境の課題解決に向けた技術、製品、情報をはじめ、企業や大学、政府関係の研究機関の集積を目指すとともに、その連携によりプロジェクトを創出・展開するなど、水環境ビジネスの推進に取り組んでまいりました。

引き続き、産学官民連携のプラットフォームであります「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の活動を基盤とした取組を進めるほか、新たな取組として、海外から、いわゆる水メジャー等の水環境関連企業を招聘し、県内企業との商談会などを通じて、本県の「琵琶湖モデル」の優位性を P R し、ビジネスにつながる機会の創出を図ってまいります。

さらに、あらゆるモノがインターネットにつながり、新たな価値を創出する I o T 時代が到来する中、本県といたしましても、新たな I o T サービス・製品の事業化とイノベーションを引き起こす次世代成長産業の創出を目指してまいりたいと考えております。

このため、I o Tの活用により新ビジネスの創出や地域課題の解決を目指す多様な分野の関係者や関連企業をはじめとする産学官金の関係者により、I o Tの利活用にかかる最新情報や交流・出会いの場を提供するネットワークを形成し、プロジェクトの構築を進めるとともに、事業効果の高いプロジェクトに対し事業化支援を行ってまいります。

また、こうした産業を創出・振興していくにあたりましては、当然これを支える優秀な人材を確保していくことが重要となります。

このため、滋賀県立大学においてI C Tを駆使できる高度な人材を育成し、新たなI o Tサービス・製品の創出支援に努めてまいりますほか、産学官金が連携し、学生、企業双方にとって魅力のある、県域のインターンシップを実施することにより、県内外の学生の職業観を醸成し、県内企業等への理解を深め、就職者の増加を図ってまいります。

女性の活躍推進に向けましては、これまで近江八幡市と草津市を拠点として実施してまいりましたマザーズジョブステーションについて、長浜市内に所在する子育て支援団体と連携いたしまして、新たに出張相談を実施し、湖北地域の就労支援を強化するとともに、育児や介護、地理的条件などにより、外で働くことが難しい女性を対象に、「在宅ワーク」を学ぶセミナーを開催するなど、女性の多様な働き方の普及を図ってまいります。

併せて、県内の中小企業において、多様で柔軟な働き方を推進するため、専門家による働き方改革に係る相談支援など、企業の取組意欲の向上につながる支援も行ってまいります。

本県の森林資源が成熟期を迎え、その多くが利用段階に移行する中、琵琶湖を預かる本県ならではの林業の成長産業化を図る必要がございます。

このため、森林施業プランナーなどの人材の育成、県産材の地域循環の仕組みの構築、C L T等新たな木材利用の推進など、川上から川中、そして川下までの全ての段階において、様々な主体と連携した取組を進め、山を活かし、山に人の心や力が入るよう、琵琶湖の保全再生に資する林業の構築を図ってまいります。

また、エネルギー分野におきましては、地域特性に応じた未利用資源を持続的かつ安定的なエネルギーとして地域内で有効活用し、地域の活性化や雇用の創出を図るとともに、低炭素社会の実現につなげていくため、民間事業者等による先導的なモデル地域の形成を支援してまいります。

加えて、県内大学等が有する研究成果の実用化に向け、工業技術総合センターが橋渡し機能を発揮し、省エネルギー関連の産学官共同開発を促進するとともに、省エネルギーや再生可能エネルギー分野における実践技術者の育成を図るなど、滋賀発のエネルギーイノベーションを創出してまいります。

次に、3つ目の挑戦は、「だれもが健康で、活躍する社会づくり」であります。

人口減少が、暮らしや経済へ及ぼす影響が避けられない中、その影響を緩和し、住みやすく安心できる滋賀の暮らしを実現していく必要があります。

そのためには、まずは、だれもが健康で、それぞれが支え合いながら地域の担い手となり、活躍する社会づくりを進めていくことが重要となります。

同時に、こうした社会を支える交通の充実といった取組のほか、県民の皆様の安全・安心の確保に向けた県土づくりをはじめとする防災・減災対策の充実や防犯力の向上、魅力ある農山漁村づくりに向けた農林水産業の活性化などの取組についても進めていかなければならないと考えております。

このため、健康寿命の延伸に向けまして、健康づくりへの関心が低いとされる30・40歳代の働き盛り世代を対象とした取組を重点的に進め、生活習慣の改善を図ることにより、疾病予防・介護予防につなげてまいります。

併せて、健診・医療・介護や人口動態・運動・食生活など、健康に関して蓄積されたデータを一体的に分析し、それらを予防的な取組に活用してまいります。

また、今後高齢化の進行に伴い、リハビリテーションを必要とする人のさらなる増加が見込まれる中、人材の育成・確保定着といった課題を見据えながら、本県のリハビリテーション提供体制の再構築に向けた取組を進めてまいります。

さらに、体の健康だけでなく、心も健康な状態にある「望ましい健康」を実現するため、数多くの専門家の知見を活用しながら、科学的なアプローチを踏まえた取組に向けた研究や地域における実践のためのモデル構築などを行ってまいります。

また、昨年4月に施行されました障害者差別解消法の趣旨なども踏まえながら本県独自の条例を制定すべく、社会福祉審議会に専門分科会を設置するなど、具体的な議論を進めてまいりますほか、障害者差別や虐待等に関する相談・通報への対応などの取組も進めてまいります。

次に、暮らしを支える交通の充実に向けてでございます。真に必要な生活交通路線の維持確保や、鉄道駅のバリアフリー化に引き続き着実に取り組むとともに、市町や交通事業者等と連携・協働し、各地域の特性や交通需要に応じた公共交通の活性化を目指す取組を展開してまいります。

さらに、幹線道路やスマートインターチェンジの整備を計画的に進めるほか、歩道や自転車歩行者道の整備を進めるなど、道路交通ネットワークの充実に努めてまいります。

防災・減災対策の充実につきましては、近年、局地的な豪雨の発生による災害リスクが増大しておりますことから、水を安全に流すための河川整備を着実に進めるとともに、流域治水の推進に関する条例に基づき、「地先の安全度」によって、水害リスクを県民の皆様と共有しつつ、それぞれの地域の特性に応じた防災・減災対策を促進し、水害に強い地域づくりを進めてまいります。

熊本地震等の教訓から明らかになった新たな課題に、集中的に対応するため、ハード・ソフト両面の地震対策の基本的な考え方、スケジュール等について定める（仮称）滋賀県地震防災プランを策定し、受援体制の整備、市町や民間団体等との連携強化などに取り組んでまいります。

加えまして、原子力災害に対する県民の皆様の安全・安心を確保するため、訓練の実施による原子力防災対策の実践力向上、固定型モニタリングポストの増設等による環境放射線モニタリングの強化、防災関係者の専門知識の向上にも取り組んでまいります。

さらに、防犯力の向上に向けましては、重層的な防犯ネットワークの構築やボランティア活動の活性化などの取組を引き続き進めますほか、犯罪被害者に対する支援も充実・強化してまいります。

具体的には、犯罪被害者支援事業といたしまして、被害者に寄り添ったきめ細かな支援を行っていくため、「犯罪被害者総合窓口」の充実や、「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖」、通称「SATOCO（サトコ）」の支援体制の強化を図ってまいります。

次に、農林水産業の活性化に向けましては、まずは、喫緊の課題であります人材の確保・育成に取り組んでまいります。

具体的には、アグリビジネスに取り組む女性を対象に、農業分野における女性の活

躍を支援してまいりますほか、農業法人等における農業経営力や人材育成力を強化するため、経営ノウハウや組織運営法を学ぶ場を提供し、滋賀県農業界を牽引するトップランナーの育成を図ってまいります。

さらに、林業につきまして、林業・木材産業に関する専門的知識をもった人材の確保・育成に取り組むほか、水産業につきましても、琵琶湖漁業の新規就業者の確保を図るため、漁業就業に向けて必要となる漁労技術を習得する実地研修などを推進してまいります。

また、本県が全国に先駆けて推進し、その取組面積が全国一位となっております環境こだわり農業については、環境保全型農業直接支払交付金の安定した制度運営により生産拡大を進めてまいります。

併せまして、本県の環境こだわり農業が日本一であることを全国に向け、効果的に発信し、販売方法等の検討を進めることにより、ブランド力の向上や消費の拡大を図るとともに、全国のトップランナーとして、有機農業等の推進に向けた栽培技術の検討など、環境こだわり農業のさらなる深化に向けた取組をスタートさせてまいります。

さて、昨年度制定いただいたスポーツ推進条例にも謳われておりますように「スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上に重要な役割を果たすだけでなく、人々に夢や感動を与え、精神的な充足感や楽しさ、喜びをもたらすなど、明日への活力をもたらす大きな力を持っており、生きる力」となるものであります。

だれもが健康で、活躍する社会づくりを進める上でも、スポーツが持つ役割は、大変重要であると考えております。

こうした中、3年後に迫りました東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、本県においても、事前合宿誘致やホストタウンの取組を進め、スポーツを通じて、県民の皆様が世界の人々と交流する機会を創出してまいります。

さらに、その翌年に開催されますワールドマスターズゲームズ2021関西大会におきましては、本県にも国内外から多くの方々に来県いただくことから、こうした機会を捉えて、本県の魅力を広く発信するとともに、県民の皆様が、スポーツを身近に感じていただけるよう、取組を進めてまいります。

また、2024年、本県において開催されます国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けましては、主会場となります（仮称）彦根総合運動公園や新県立体育館などについて、県民の皆様のスポーツ・健康づくり拠点として、長く愛着をもって利用

していただけるよう、着実にその整備を進めてまいります。

次に、4つ目の挑戦は、「琵琶湖や山と人々の暮らしとのつながりの再生」であります。

これまで、人口が増加していく時代において失われたものを取り戻すため、琵琶湖や山と人々の暮らし、人と人とのつながりに着目し、それらを再生していくことこそが、滋賀ならではの大切な地方創生の取組だと考えております。

こうした認識のもと、琵琶湖とそれを取り巻く山々、先人から受け継いできた営みや知見など、琵琶湖の持つ多面的な価値を再発見し、琵琶湖を「守る」ことと、「活かす」ことの好循環をさらに推進し、これに加えて、琵琶湖を「支える」という3つの視点に立ち、琵琶湖の保全再生に取り組んでまいります。

まず、琵琶湖を「守る」取組についてであります。

水草の大量繁茂につきましては、生態系や生活環境等に悪影響を及ぼしていることから、根こそぎ除去や表層刈取りを引き続き実施しますとともに、繁茂の抑制や効率的な除去、有効利用方法の確立に向けまして、県内外の企業等から、従来の水草に加え、新たにオオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物についても技術提案を広く募ることで対策の高度化を図ってまいります。

また、生育面積の拡大防止に努めておりますオオバナミズキンバイにつきましても、引き続き、県、市、民間団体等からなる「琵琶湖外来水生植物対策協議会」による戦略的な防除の支援などを行うとともに、巡回・監視の徹底や流出・拡大防止策と合わせて、「琵琶湖全体で管理可能な状態とする」ための道筋をつけてまいります。

さらに、野生鳥獣による被害は、農林水産業への被害だけにとどまらず、森林生態系への影響も顕著となっており、土砂流出防止など森林の公益的機能の低下が懸念されているところであります。

このため、農林水産業被害の減少と水源かん養等の森林の多面的機能の維持増進に向け、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルならびにカワウについて、個体数管理等の対策を一層推進いたします。とりわけ、ニホンジカにつきましては、捕獲目標をこれまでの1万6千頭から3千頭増やして1万9千頭とし、市町とも連携を図りながら、平成35年度の個体数半減を目指して取組を進めてまいります。

次に、琵琶湖を「活かす」取組でございます。

「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の制定を契機として、これまで本県が重点的に取り組んでまいりました琵琶湖を「守る」取組に加え、琵琶湖を守るために「活かす」という琵琶湖の保全再生に向けた動きを加速させ、滋賀の新しい豊かさの実現につなげてまいりたいと考えております。

そのためには、私たち県民はもとより国民の琵琶湖に対する理解と関心を深めることが不可欠であり、その第一歩として、国内外の先進事例調査を行いながら、有識者等による協議会を設置し、琵琶湖の活用の方向性等について検討してまいります。

また、官民が一体となり、自然保護に配慮した地域振興による持続可能な社会の実現を目指して、地域や業種を超えた関係者の連携のもと、エコツーリズムを推進するため、県内の現状把握や情報共有等を行うためのネットワークの構築を行ってまいります。

次に、琵琶湖を「支える」取組についてであります。

水草の大量繁茂や在来魚介類の減少等の琵琶湖の喫緊の課題を解決するためには、より総合的な視野に基づく研究や対策が必要となりますことから、我が国の湖沼環境研究をリードする国立環境研究所の一部機能移転を国に提案し、本年4月に琵琶湖分室が琵琶湖環境科学研究センター内に設置されることになりました。

今後、生態系保全も視野に入れた新たな水質管理手法や水草の適正管理、在来魚介類の回復等に資する共同研究等を推進するとともに、研究成果等を水環境ビジネスや水産業の活性化などの取組につなげてまいります。

また、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業の「世界農業遺産」認定に向けまして、行政や生産者の方々だけでなく、県民の皆様に幅広く参画いただけるよう取組を進めてまいります。

この認定へのプロセスを通じて、先ほども申し上げました環境こだわり農業の深化や「豊かな生きものを育む水田づくり」の取組拡大を図るとともに、県産物の高付加価値化や観光資源としての活用等につなげ、滋賀の農林水産業を健全な姿で次世代に引き継ぐことを目指してまいります。

次に、人と人とのつながりの再生に向けましては、生きづらさを抱える人たちが、人の絆と支え合いで安心して生活し、居場所と出番が持てるような地域づくりを進めていく必要があると考えております。

このため、様々な背景によりひきこもり状態が長期化し、社会生活の再開が困難になった当事者や家族に支援を届けるため、先進的な実践を通して得た成果や、当事者の声を全県に発信しながら、支援を必要としている人が回復への手がかりをつかめるような地域づくりに取り組みます。

併せて、子どもの6人に1人が貧困にあえいでいると言われる中、全ての子どもたちが笑顔で暮らせるよう、子どもたちに安心して過ごせる居場所を確保する「淡海子ども食堂」の取組を拡充してまいります。

以上、主に一般会計に係ります施策について、その概要を申し上げましたが、このほかに、特別会計は12会計で1,665億5,581万7千円、企業会計は4会計で756億3,970万円を計上しております。

私は、琵琶湖を中心に、これまで行ってきた教育や福祉、産業などあらゆる分野における取組を、さらに一段と高めてまいりたいと考えております。

本日上程いたしました予算案に盛り込んでおります各種施策を着実に展開していくことにより、もって、本県の持つ価値や魅力を磨き上げ、そして全国に向け、発信していく、冒頭に申し上げた「琵琶湖新時代」を切り拓いてまいる所存であります。

それでは、次に、当面する諸課題について申し上げます。

まず、「琵琶湖保全再生計画」の策定について、申し上げます。

「琵琶湖保全再生計画」につきましては、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、昨年4月に示されました国の基本方針を踏まえながら、これまで、鋭意、その策定作業を進めてきたところであります。

この間、議会でのご議論をはじめ、環境審議会における検討や県内市町との意見交換のほか、広く県民等を対象にしたシンポジウムを開催するなど、できるだけ多くの方々に計画の策定に参画していただくべく、様々な取組を実施してまいりました。

また、昨年12月26日から1か月間にわたり、県民政策コメントを実施し、県民や関係団体の皆様から様々なご意見を頂戴したところであり、こうしたものを十分に踏まえながら、「琵琶湖保全再生計画案」のとりまとめに向けた作業を現在進めているところでございます。

今定例会議においてお示しする予定の計画案につきましては、国民的資産である琵琶湖

琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として、保全・再生を図るため、「琵琶湖と人との共生」を基調とし、「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識のもと、県および県内市町が、多様な主体の参画を得て、各種施策を推進することを基本的な考え方として盛り込んでまいりたいと考えております。

また、重点事項といたしまして、従来から取り組んできました、水質汚濁の防止、大量繁茂する水草や外来生物の対策、水産資源の回復など、『琵琶湖を「守る」取組』はもとより、滋賀の林業成長化やエコツーリズムをはじめとする体験・体感による琵琶湖とのふれあいの推進、琵琶湖漁業の持続的発展など『琵琶湖を「活かす」取組』についてもしっかりと位置付けてまいります。

こうした取組を通じまして、琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環を創出してまいりたいと考えております。

いのちの源泉であり、祈りの聖地であり、癒しの空間でもある琵琶湖。

その琵琶湖からの恵沢を将来にわたって、滋賀県はもとより、日本国民が享受できるよう、県民の皆様とともに、「真に自然と共生する社会のモデル」を創りあげ、この滋賀の地から全国に、そして世界に発信してまいる所存であります。

次に、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定について、申し上げます。

本県におきましては、これまで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」および「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき、平成 24 年 3 月に本計画を策定し、低炭素社会づくりの実現に向け、取り組んでまいりました。

本計画につきましては、計画策定以降の社会経済情勢の変化に対応すべく、予め 5 年おきに見直すこととしておりましたことから、これまで、議会や環境審議会においてご議論いただくとともに、広く県民の皆様から様々なご意見をいただきながら、改定作業を進めてきたところでございます。

また、今回の改定にあたりましては、昨年 5 月に閣議決定されました「地球温暖化対策計画」や同じく 11 月に発効した「パリ協定」等の国や世界の動向を踏まえつつ、「しがエネルギービジョン」で掲げている「原発に依存しない新しいエネルギー社会」も視野に入れながら検討を行ってまいりました。

こうした状況を踏まえ、改定案におきましては、まず、基本的な方針として、今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡を図る脱炭素社会を目指しつつ、その一里塚として 2030 年度の「低炭素社会の実現」に向けて取り組んでいくことと

いたしております。

さらに、具体的な目標として、温室効果ガス排出量の削減目標を「排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比23%減の水準を目指す」ことを掲げ、事業者行動計画書制度の推進や、うちエコ診断など家庭向けの省エネ・節電行動の促進に重点的に取り組んでいくこととしております。

また、地球温暖化がもたらす気候変動の影響に予め備えておくための「適応策」が、今後大変重要となってまいります。

今回の改定におきましても、これまでの温室効果ガスの排出抑制対策に加え、新たに、温暖化に対応しうる水稻品種の育成などの「適応策」を明示し、取組を進めてまいりたいと考えております。

今後、本計画に基づき、様々な主体の参画を得ながら、地球温暖化対策へ確実に取り組んでまいれる所存であります。

次に、高速鉄道ネットワークについて、申し上げます。

北陸新幹線敦賀・大阪間のルートを選定にあたりましては、議員の皆様方をはじめ、市町や経済界などとも連携を図りながら、「米原ルート」の実現に向け、取り組んでまいりました。

ご承知のとおり、昨年12月、「与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム」において、「小浜京都ルート」が適切であるとの報告がなされたころであり、この結果につきましては、率直に申し上げて、残念に思うところであります。

しかしながら、今後、財源や開業時期、費用負担のあり方など議論すべき課題も多く残されており、とりわけ、本県にとりましては、「並行在来線の経営分離」を阻止するという大きな命題に向け、取り組んでいかなければなりません。

今回のプロジェクトチームの報告においては、「並行在来線の経営分離」については、「新幹線が通らない県内の在来線の経営分離は現在の自治体の意向を前提とすべきものである。」ことが明記されました。

JR在来線は県民の皆様の日常の暮らしを支える重要な公共交通であり、並行在来線の経営分離は認められないとの基本的考え方のもと、経営分離阻止に向けた理論の構築を行い、国やJR西日本に対し、本県の意向をしっかりと主張してまいれる所存で

あります。

また、国においては、北陸と中京圏のアクセス機能の確保を始め、幹線鉄道ネットワークの将来の実現に向けた検討等が行われることとなったところでございます。

こうした中、本県といたしましても、北陸新幹線の延伸やリニア中央新幹線の開業等を見据え、「米原の結節機能の強化」や「北陸と中京とのアクセス向上」、さらには「リニア中央新幹線へのアクセス」といった課題に向けた検討を進めていく必要がございます。

古くから交通の要衝に位置する滋賀の地理的優位性が、県勢の発展に寄与してきたように、交通の発展は、産業を興し文化を育む大きな原動力となります。

本県の将来を展望しながら、交流人口の拡大や地域の振興・活性化を図るためにも、近畿・中部・北陸の3圏域の結節点に位置し、国土の東西南北を結ぶ交通の要衝という滋賀の地理的優位性をさらに活かし、高めるという視点を基本に、こうした鉄道ネットワークに係る課題へしっかりと対応してまいります。

次に、県庁における働き方改革について申し上げます。

長時間労働の是正が社会問題となっている中、県庁におきましても、これまでから様々な取組を行ってまいりましたが、時間外勤務の現状について抜本的な改善には至っておらず、とりわけ年間1千時間以上の時間外勤務者が一定数いることや、36協定違反の事案が発生していること等、長時間労働の是正は待ったなしの状況にあります。

また、家事、子育て、介護などの営みを男女が共に担う中で、時間に制約のある職員がいることを前提とした働き方が求められています。

そうした状況にあって、県行政として多様化、複雑化する課題に取り組み、成果を出し続けていくためには、限られた時間の中で生産性の高い働き方をし、ワーク・ライフ・バランスを実現する必要があります。

このため、特に長時間労働解消に焦点を当てながら、検討を重ね、働き方改革に向けて、一つに業務の見直しと人員配置の適正化、二つに仕事の効率化、三つにマネジメント力の強化および人材育成、そして四つに働きやすい環境の整備、という4本の柱を定めるとともに、今年度内に早急に着手する緊急行動を決定し、取組をはじめたところでございます。

今の状況を変えなければならないという強い思いを職員全員が共有し、私が先頭に立って長時間労働解消を含めた働き方改革を推進して、県民の皆様へのサービス向上につなげてまいり所存であります。

それでは、次に、今定例会議に提出いたしております案件の概要についてご説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議第 18 号は、教育公務員特例法等の一部を改正する法律による教育公務員特例法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 19 号は、事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、滋賀県職員の定数を改定しようとするものでございます。

議第 20 号は、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定や変更の申請に係る審査事務を、市町において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い処理するため、改正を行おうとするものでございます。

議第 21 号は、国の子育て支援対策臨時特例交付金事業の実施期間が延長されることに伴い、保育所等の整備を平成 29 年度も引き続き実施するため、改正を行おうとするものでございます。

議第 22 号は、地方消費税の税率引上げ時期の延期等を行う地方税法等の一部改正に伴い、改正を行おうとするものでございます。

議第 23 号は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行に伴い、手数料の追加等を行うとともに、技能検定実技試験の手数料の特例を定めるため、改正を行おうとするものでございます。

議第 24 号は、児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 25 号は、滋賀県立障害者福祉センターの一部の施設について、午後の時間帯において供用時間を拡大するため、改正を行おうとするものでございます。

議第 26 号は、道路法施行令の一部改正により、国道に係る道路占用料の額や占用

物件の区分等が改定されたことに伴い、改正を行おうとするものでございます。

議第 27 号は、滋賀県立成人病センターの駐車場の使用料について、無料とする範囲を拡大し、病院利用者の利便性向上を図るため、改正を行おうとするものでございます。

議第 28 号は、市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、市町立学校の県費負担教職員の定数を改定しようとするものでございます。

議第 29 号は、第 79 回国民体育大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会の主会場である陸上競技場の整備に向け、滋賀県立彦根総合運動場の施設の一部を順次解体することに伴い、改正を行おうとするものでございます。

議第 30 号は、地方警察職員の定員を改めようとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 31 号は、契約の締結について、

議第 32 号は、契約の変更について、

議第 33 号および 34 号は、権利放棄について、

議第 35 号は、指定管理者の指定について、

議第 36 号は、一級河川の指定および一級河川の指定の変更について意見を述べることについて、

議第 37 号は、丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止について協議に応じることについて、

議第 38 号は、浄化槽に係る汚泥および“し尿”の処理の事務を受託することについて、

議第 39 号は、包括外部監査契約の締結について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、今定例会議も緊張感を持って臨んでまいります。何とぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。